

令和2年度 介護事業者指導監査結果報告書

1 介護事業者に対する指導監査とは

(1) 目的

介護事業者に対する指導及び監査は、介護保険法第23条に基づき、介護サービス内容及び介護の給付請求に関し、法令、運営基準、介護報酬の算定基準等の適合状況を確認し、必要な助言、指導等を行うことで、介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的とします。

(2) 指導の形態

介護事業者への指導は、目的、実施方法等により、次のように分類されます。

ア 集団指導

指導の対象となる介護事業者を、一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

イ 実地指導

指導の対象となる介護事業者の事業所において行います。

2 令和2年度の指導実施状況

(1) 集団指導

以下のとおり、集団指導を実施しました。

実施日	サービス種別	場所
8月21日	居宅介護支援	墨田区役所

(2) 実地指導

53事業所に対して実施指導を実施しました。

ア サービス種別ごとの内訳

サービス種別	対象事業所数(a)	指摘のあった事業所数(b)	延べ指摘件数	文書指摘率(b/a)
居宅介護支援	20	10	29	50.0%
地域密着型通所介護 (デイサービス)	2	0	0	0.0%
福祉用具貸与	7	7	16	100.0%
特定福祉用具販売	7	7	18	100.0%
訪問介護 (ホームヘルプ)	17	9	17	56.3%

イ 主な文書指摘の内容

サービス種別	主な指摘事項
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援の提供に際し、利用者から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等について、文書を交付して説明を行い、理解を得ること。 ・ 月に1回、利用者の居宅を訪問の上、利用者に面接をし、居宅サービス計画の実施状況を把握の上、結果を記録すること。 ・ サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ること。
福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具貸与計画を作成するにあたって、利用者が指定特定福祉用具販売を併せて利用するときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成すること。 ・ 利用者の提示する被保険者証にて受給資格等を確認すること。 ・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
特定福祉用具販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定福祉用具販売計画を作成するにあたって、利用者が指定特定福祉用具指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。 ・ 利用者の提示する被保険者証にて受給資格等を確認すること。 ・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
訪問介護 (ホームヘルプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者とする。 ・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。 ・ サービス提供責任者は、利用者又はその家族に訪問介護計画の実施状況や評価についても説明を行うものとする。

(3) 監査

監査の実施はありませんでした。

令和3年4月発行

発行・編集 墨田区福祉保健部厚生課指導監査担当

墨田区吾妻橋一丁目23番30号

03-5608-1224